

伊那市下水道事業経営健全化計画 第5改訂版 概要

経営目標

時代の変化に対応できる持続可能な事業経営

I 計画策定の趣旨・位置づけ

経営の危機

平成19年度公営企業化し、約8億8千万円の赤字となり、以降も大幅な純損失を計上し、建設改良等の財源が確保できない状況

そこで…

平成21年11月 初版を策定、平成22年8月 改訂版、平成25年2月 第2改訂版、平成27年2月 第3改訂版、
平成29年3月 第4改訂版、令和2年3月 第5改訂版を策定

計画の位置づけ

- 伊那市公共下水道全体計画（平成22～42年度）
- 伊那市公共下水道事業計画（令和元～5年度）
- 伊那市下水道事業継続計画（BCP）
- ストックマネジメント実施方針
- ストックマネジメント計画
- 伊那市下水道事業経営健全化計画（事業管理計画・経営戦略）
- 伊那市下水道事業経営健全化計画実施計画

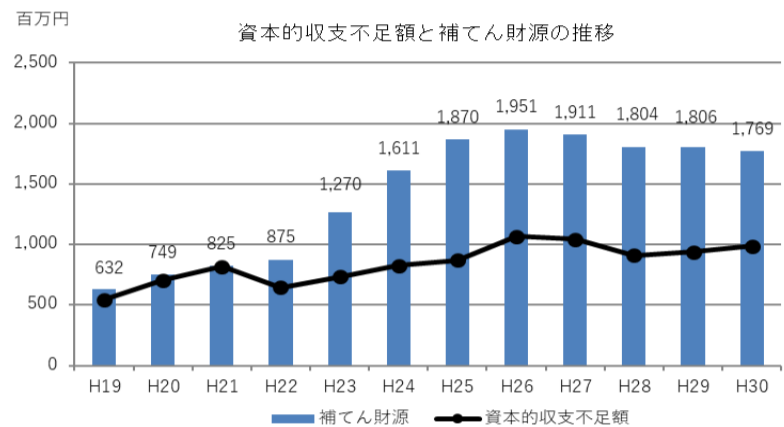
- 平成22年度策定
- 平成30年度策定 5年ごと見直し
- 平成28年度策定
- 平成30年度策定、令和元年度改定 5年ごと見直し
- 平成30年度策定、令和元年度改定 5年ごと見直し
- 令和2～11年度 使用料改定に合わせて見直し
- 令和2年度～令和4年度 毎年見直し

II 伊那市下水道事業の現状と課題

1 補てん財源の確保

◆資本的収支の不足分を補うための補てん財源は平成26年度をピークに減少傾向にあります。

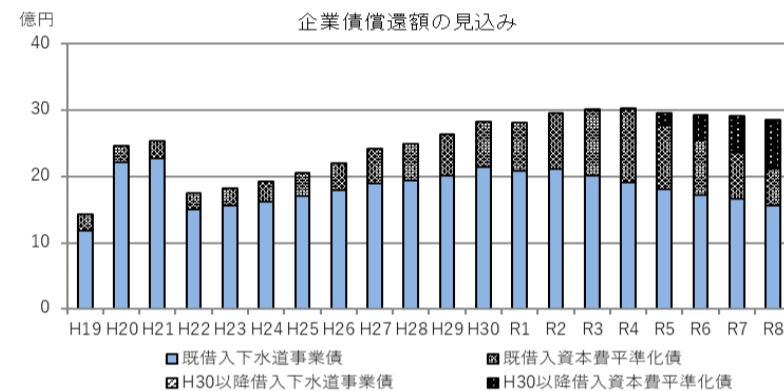
◇今後令和4年度をピークに企業債の償還額が増加していくため、一定額の純利益を継続することで補てん財源を確保する必要があります。



2 企業債残高の縮減

◆企業債残高は、平成30年度末で約328億円となっており、一般会計の地方債残高約313億円よりも多い状況です。新規の借入額を償還額以内に抑えて、残高の縮減を図っています。

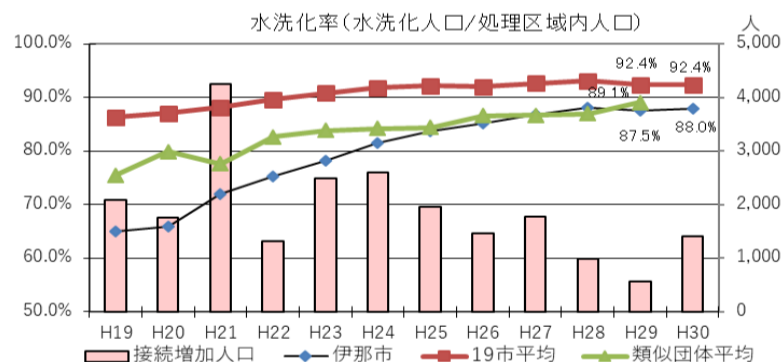
◇償還期間が長期に及ぶことから、経営の硬直化が続いています。令和4年度をピークに企業債償還額が増え、年に約30億円の返済が必要となるため財源を確保していかなければなりません。



3 水洗化率の向上

◆水洗化率は、平成30年度末で88.0%と確実に上昇していますが、全国の類似団体や県内他市と比較してもまだ低い状況にあります。

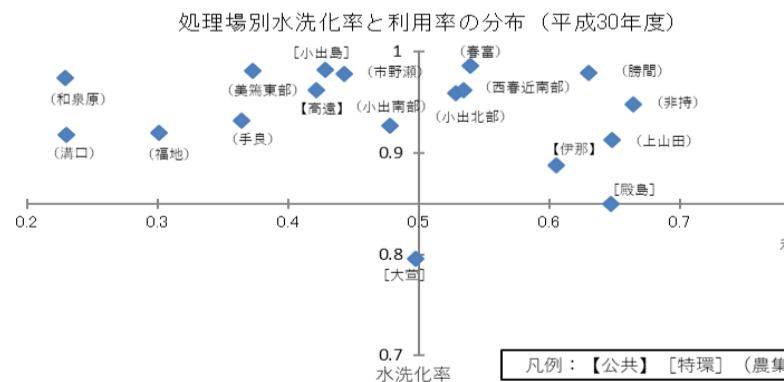
◇水洗化率の向上は、安定した収入の確保につながりません。接続指導・命令制度の運用等により公平性を確保し、できるだけ早く県内平均を上回るようにしていかなければなりません。



4 処理場の統合による施設利用率の向上

◆河岸段丘が広がる地形的要因により、市内に多数の処理場が分散して施設利用率が低く、維持管理の効率が悪くなっています。

◇多数の処理場が分散していることで今後の更新費用も大きくなっていくため、処理場の統合を検討し、全体的な効率化を図る必要があります。



5 汚水処理原価の圧縮

◆水洗化人口の増加により、汚水量が増加していることに伴い処分する汚泥量も増えており、設備も経年劣化が進んでいるため委託料、修繕費、動力費等の費用が増加しています。

◇今後下水道整備が終了すると水洗化人口や汚水量が減少に転じることが見込まれるため、汚水処理原価をできる限り抑制することが求められます。

6 適切な維持管理による施設の長寿命化

◆事業を開始してから今まで管路や処理場、処理設備などに多額の投資を行ってきました。令和3年度には下水道整備が概ね完了する見込みとなっており、新規の設備投資は少なくなっていますが、設備の劣化が進み、修繕や更新が必要なものが増えてきています。

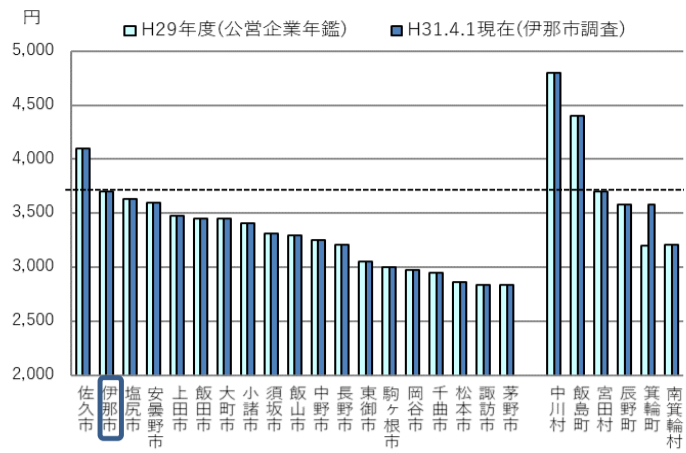
◇これからは事業運営を継続的に進めていくため、今ある資産を有効活用し、適切に管理していくことが主要施策となります。ストックマネジメント計画に基づき施設の修繕や更新を効率的に行っていくことが重要となります。

7 下水道使用料の抑制

◆伊那市の下水道使用料は、地形的な要因や多数の処理場が分散していることなどから、長野県内では高い水準にあり、県内19市中2番目、上伊那地域の中でも高いほうから3番目に位置しています。

◇一般会計からの繰入れなどにより、できる限り値上げを抑制しているところですが、独立採算、応分負担の原則を踏まえ、3年ごと見直しを行い、可能な限り低廉で、適正な使用料としていかなければなりません。

県下19市・上伊那地域公共下水道使用料の状況 (20m³/月 税抜)



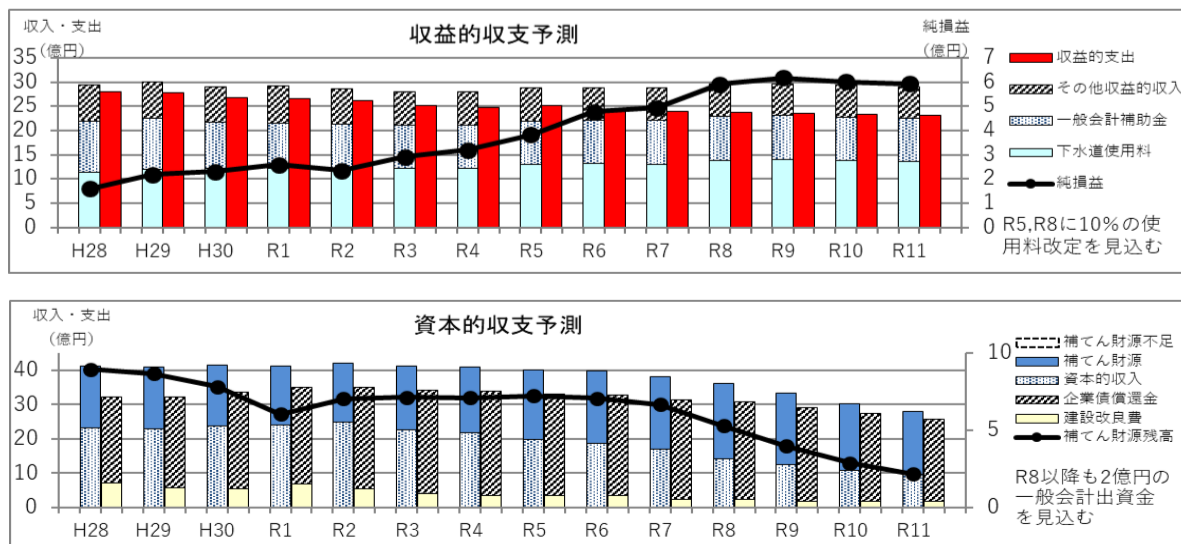
III 具体的施策の実施

基本方針

○経営目標「時代の変化に対応できる持続可能な事業経営」を実現するために、5つの項目を基本として事業経営の健全化を図る

取組項目	具体的施策	主な取組内容
事業費の圧縮	<ul style="list-style-type: none"> ①新規の設備投資に対する方針 ②計画区域内の未施工箇所に対する方針 ③下水道整備終了後の建設改良費の規模 	<ul style="list-style-type: none"> ①排出される汚水量の少ない企業立地などの場合、整備投資に対する採算を検証することとします。一般会計から補助を受けなければ採算が取れない場合は、独立採算制の公企業として、整備投資は行わないこととします。 ②計画区域内の未施工箇所については、費用対効果を検討した上で、条例どおり供用開始後3年以内に接続可能な場合に管きよを布設していくこととします。 ③下水道整備が概ね完了となる令和3年度以降は、建設改良費の限度額を当年度5億円とします。
収入の確保	<ul style="list-style-type: none"> ①水洗化率の向上 ②下水道使用料の改定 ③未収金の削減 	<ul style="list-style-type: none"> ①水洗化率は、下水道整備が落ち着く令和3年度までに90%以上となるよう接続促進に取り組みます。接続サポート補助金制度を、令和2年度から1年限定で拡充することとしました。 <ul style="list-style-type: none"> ○「供用開始後1年以内」の条件をなくし全ての供用開始区域を対象 ○浄化槽から下水道へ切り替える場合には、浄化槽の汚泥の汲み取り清掃料金の一部を補助 ②経費の削減、収入の確保などの経営努力を行った上で、社会経済情勢を見ながら、汚水処理原価に見合う適正な下水道使用料の改定を3年ごとに検討します。 ③未収金管理を徹底し、新たな未収金を増やさないようにします。
維持管理経費の削減	<ul style="list-style-type: none"> ①処理場統合 ②処理場汚泥処理費の削減 ③下水道施設の耐震化及び最適化の実施 ④組織体制の見直し、人件費の削減 ⑤個別処理への移行を検討 ⑥広域化・共同化への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ①処理場の統廃合を進め効率化を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> ○小出南部→小出島 (R2 予定) ○福地→殿島 (R5 予定) ○美篁東部→伊那 (R5 予定) ②処理場で処理する汚泥の量が年々増加しており、汚泥の処理費用が増加しているため、汚泥量を減らすため処理槽の能力を上げるなどして汚泥量の削減ができるよう検討します。 ③重要な施設の耐震化を計画的に進めます。当面統合予定のない農集処理場は機能診断をもとに実施し、農集排施設最適整備構想を策定して管理方法や統合を検討します。 ④下水道整備終了に伴い、業務量に応じた職員配置を行います。 ⑤処理戸数が少ない処理場は、更新時に計画人口の3割を下回る処理人口となった場合は、浄化槽への移行を検討します。 ⑥人口減少の時代の中で、市町村の枠を超えた連携や、広域的な汚水処理の可能性について検討します。
経営基盤の強化	<ul style="list-style-type: none"> ①補てん財源必要額の確保 ②企業債残高の縮減 	<ul style="list-style-type: none"> ①今後急増し令和4年度にピークが見込まれる企業債の償還を行うため、毎年3～6億円の黒字を計上し、資本的収支の単年度不足額以上の補てん財源を確保できるようにします。 ②企業債の借入額を償還額より抑えて企業債残高を縮減します。単年度償還額を抑制するため、今まで据置期間を設けずに新規借入分の償還を行っていたものを、5年間の据置期間を設けて償還を行っていきます。
重点項目	<ul style="list-style-type: none"> ①施設状況 	<ul style="list-style-type: none"> ①施設や設備は、設置状況や場所によって劣化状況が異なります。耐用年数などで一概に判断することが難しいため、定期的に施設の状況調査を行うことで更新のタイミングを最適化します。 ②ストックマネジメント計画で、今後100年間の施設の更新需要の見通しを立てます。 ③すべての施設、設備を耐用年数で更新すると莫大な費用がかかってしまうため、緊急度が高い資産であったり耐用年数を長めに設定した改築シナリオを設定することで更新費用を平準化します。
施設の適正な改築・更新	<ul style="list-style-type: none"> ②更新需要の見通し ③改築シナリオの選定 	

IV 下水道事業収支計画と使用料改定の必要性



今後増加する企業債の償還に対して現金不足が見込まれ、一般会計出資金の継続や使用料の改定等により黒字を増やさなければ、下水道事業の経営を継続させることができません。このことから事業経営の効率化を前提として、令和5年度、8年度にそれぞれ10%の値上げを行ったうえで令和5～7年度についても年間4億円の出資金を受けるとともに、令和8年度以降も年2億円の出資金を受けることが必要です。